陸奥新報　2017年4月5日（水）　12面掲載

面会交流の課題問う

渡辺義弘著「高葛藤紛争における子の監護権」

書評

梶村　太市

私は東京家裁などで長く裁判官を務め、その後法科大学院等で教鞭をとり、今は東京で弁護士を始めたが、古くから青森で弁護士を開業しておられる畏友の渡辺義弘先生が、このたび前著の『子の監護権紛争の法的課題』の増補改訂版として、本書を上梓された。前著の評価は高く、早々に売り切れとなったと聞くが、今回の新著もそれにも増して内容豊かであり、実務界・学界等に貢献すること大であろう。

本書は、裁判官・家庭裁判所調査官・調停委員・書記官等の裁判所関係者や、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士その他児童福祉関係者はもとより、実際に親権・監護権の帰属や面会交流をめぐる子の監護権紛争の渦中にある当事者の方、法テラス・地方公共団体やNPO等の相談担当者、あるいは家族法・家事事件手続法の学者・研究者・法科大学院学生等にも広く推奨したい高著である。

両親の間に不和が生じ離別すると、子の奪い合いや親子面会交流の紛争が始まる。夫婦間に暴力（DV）などがあった場合には、両親間の葛藤は深刻で、被害は子どもに及びかねない。当事者間で話し合いがつかない場合が多く、裁判所の調停・審判となる。それが子の監護権をめぐる紛争である。

本書における筆者の基本的姿勢として、調停や審判の運営者などの「役所の論理」「上からの視線」ではなく、あくまで依頼者の納得を重視する「市民の目線」に立つ。ここで私の経験としても、東京家裁で、調停委員が面会交流は子どもの権利だから認めないわけにはいかないとして、かなり強引に調停をまとめてしまい、納得しない監護親母に対して、強制執行までしたために、子どもが精神異常を来したということで、弁護士として相談を受けた。

これは、最近の原則的実施政策による調停運営の欠陥が噴出したもので、担当した裁判官や調停委員・調査官の責任重大であるとして、国家賠償請求をすることまで考えた。そられる。見事というほかはない。

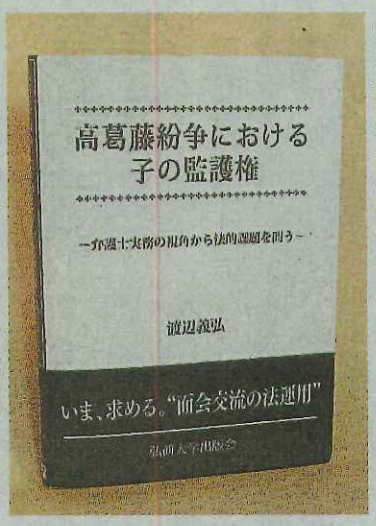

渡辺義弘著「高葛藤紛争における子の監護権」は、紙数の関係で面会交流に関する問題提起についてだけ触れておくことにしよう。

面会交流が協議や調停・審判によって決められても監護親が会わせないと、強制執行（間接強制）となる。欧米先進国のように、行政機関や民間の援助のシステムができていない日本では、現実の面会の実現は困難を伴う。その実現のために間接強制に頼るのでは主義に対しては、本書は批判的である。最近の内容をかなりアレンジして、現在『判例時報』という雑誌に小説という形で連載中である。本書では、そこで私が提起した問題点のほとんどを検討しておられる。見事というほかはない。

（弁護士・元家裁判事）

※渡辺義弘著「高葛藤紛争における子の監護権」はA5判、289ページ、2600円＋税。弘前大学出版会発行

※この記事は陸奥新報社の提供です。
[問合せ先] 弘前大学出版会
hupress@hirosaki-u.ac.jp
この画像は，当該ページに限って陸奥新報の記事利用を許諾したものです。転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。